○理容所と美容所の同一場所での開設(重複開設)に関すること

理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部が改正(平成28年4月1日施行) され、理容所と美容所を同一の場所で開設(重複開設)することができるように なりました。

ただし、重複開設の場合では、以下に示した要件等がありますので、御注意ください。

重複開設については、事前に御相談いただきますようお願いします。

1 重複開設する場合の要件

重複開設する場合とは、理容所及び美容所の作業室が同一であることをいい、 作業室以外の場所を同一としている理容所及び美容所の併設施設は含まない。 重複開設する場合は、次の(1)及び(2)を満たす必要がある。

- (1) 理容所及び美容所の双方の必要な衛生上の措置を満たしていること
- (2) 理容行為及び美容行為を行う者が、理容師及び美容師の双方の資格を有する者のみからなる施設であること
- 2 施設について講ずべき措置等

作業室の床面積、椅子の台数及び重複開設の申請書類等については、保健所に事前相談を行い、十分に確認を行うようにお願いいたします。

重複開設施設

(従来の扱い) 同一の場所に理容所と美容所とを開設することができない。



(改正後の扱い) 一定の条件の下で、同一の場所に理容所と美容所とを開設する ことができる。

【条件】

- ・全ての施術者が、理容師と美容師の資格を有する。
- ・設置できる椅子の台数は、理容所の基準が適用される。
- ・管理理容師、管理美容師の資格を有していれば、一人が兼務できる。
- ・開設届は、理容所、美容所それぞれの施設として必要となる。